

豊田市へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内にあるへき地医療拠点病院の運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「へき地医療拠点病院」とは、愛知県知事が指定する医療機関をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内にあるへき地医療拠点病院の運営に要する費用の一部を補助することにより、へき地における医療体制を確保し、もって市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内においてへき地医療拠点病院を開設している者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内にあるへき地医療拠点病院の運営に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は6,000万円を限度とする。
- 3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度7月31日までに行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業期間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、規則第10条に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、規則第10条の収支決算書に代えて、補助事業期間の3月31日現在の損益計算書及び受診実績報告書を添付するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助事業期間の満了後に交付するものとする。

- 2 市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業期間の満了の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 3 補助事業期間の満了時において、補助対象経費の実績額が補助金の交付決定額に

満たなかったときは、当該実績額を補助金額とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費
人 件 費	1 非常勤医師のみで限定的に診療を行っている診療科目に従事する当該非常勤医師の給料及び手当 2 救急医療に対応する医師、看護師等のスタッフの休日夜間勤務手当から他の補助制度により交付される補助金を控除した額 3 医療ソーシャルワーカーの給料及び手当 4 臨床工学技師の給料及び手当
研究研修費	1 研究に必要な次に掲げる経費 (1) フィルム、試薬、スライド等の研究材料費 (2) 研究用の図書、雑誌等の購入・購読料 (3) その他製本費、解剖検査香料費等 2 研修に必要な次に掲げる経費 (1) 外部研修としての学会、医学会、研修会等への参加に係る経費 (2) 内部研修に伴う講師料、講師旅費、講師報酬等 (3) 自己研修に係る出張費
医療従事者 確保費	医療従事者を確保するために要する経費のうち、負担金、宣伝広告費、消耗品費及び旅費